

平成28年4月1日

社会保険等未加入対策について（お知らせ）

浜松市財務部調達課

本市発注の建設工事における社会保険等（※1）未加入対策について、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

1. 目的

建設産業においては、社会保険等の法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。このようなことから、本市では建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築するため、社会保険等の未加入対策を実施するものです。

2. 本市の社会保険等未加入対策

（1）対象及び実施内容

平成28年4月1日以降に発注（公告、指名通知等）する建設工事については、すべての入札案件に社会保険等未加入業者（※2、適用除外の者を除く）が参加することができなくなります。

（2）確認方法

- ・原則として、経営規模等評価結果通知書により確認します。
（平成26年11月に実施した平成27・28年度浜松市入札参加資格審査申請において提出したもの）
- ・経営規模等評価結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合は社会保険等未加入業者とみなします。（3つの欄全てが「有」又は「除外」となっている場合は社会保険等加入業者とみなします）
- ・上記により社会保険等未加入業者とみなされた場合、社会保険等の加入を証明する書類の提出を求めることがあります。（社会保険等に加入していることが証明された場合は社会保険等加入業者とみなします）

※経営規模等評価結果通知書については、受審の都度、浜松市財務部調達課まで必ず提出してください。

3. 下請契約について

平成27年10月5日付通知「社会保険等未加入対策について（下請契約）」をご確認ください。

4. 平成29・30年度浜松市入札参加資格審査申請について

平成29・30年度浜松市入札参加資格審査申請について、社会保険等に加入していることを資格要件とします。（以降も同様とします）

社会保険等に加入していない場合（適用除外の場合を除く）、「建設工事」を希望することができませんのでご注意ください。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない者を除きます。

（お問合せ先）

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町103-2

浜松市財務部調達課工事契約グループ

Tel:053-457-2176